解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十六日

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目一一番一〇号

株式会社徳進建設

代表清算人　徳和目悦秀

解散公告

当社は、平成二十九年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十六日

大阪市北区角田町九番二五号

山陽興業株式会社

代表清算人　夜久　智子

解散公告

当法人は、平成二十九年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十六日

和歌山県和歌山市満屋二六〇番地

特定非営利活動法人たいさんぼく

清算人　芹生　健作

解散公告

当社は、平成二十九年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十六日

福岡県古賀市花見南二丁目三番二四号

株式会社ファルツ

代表清算人　渡邉　陽子

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十六日

熊本市中央区大江一丁目一四番一四号

株式会社アルファ設計事務所

代表清算人　永本　義博

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十六日

沖縄県那覇市金城五丁目一六番地五

有限会社Ｇ　ＦＯＲ　Ｕ

清算人　眞榮田　泰

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月十三日静岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十六日

静岡県静岡市清水区草薙一丁目三番一五

草薙駅南口地区市街地再開発組合

代表清算人　市川　晟治

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十九年三月三十一日、徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十六日

徳島県三好市池田町シンマチ一五〇〇番地

三好市土地開発公社

代表清算人　近泉　裕久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市長野江五七〇番地、最後の住所茨城県鉾田市飯名四〇五番地七

被相続人　亡　白田まさい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十六日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル二階

相続財産管理人　弁護士　白石　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市南蛇井一〇九四番地一、最後の住所群馬県富岡市南蛇井一〇九四番地一

被相続人　亡　五十嵐房夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十六日

群馬県高崎市大橋町二九番地一ダイアパレス北高崎ステーションサイド二階－Ｂ

相続財産管理人　弁護士　森田　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市梅田町一丁目四三七番地、最後の住所群馬県桐生市梅田町一丁目四三七番地

被相続人　亡　吉田　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十六日

群馬県桐生市広沢町六丁目三六五番地の一

一　相続財産管理人司法書士　浅野　勇貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市大舘町一四〇四番地二、最後の住所群馬県前橋市江木町一二三一番地

被相続人　亡　仁科　ユキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十六日

群馬県前橋市上泉町九四〇番地一

相続財産管理人　司法書士　閑野　強

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市石川五七二番地二、最後の住所千葉県佐倉市石川五七二番地二県営住宅三棟一〇二号

被相続人　亡　山崎　邦男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号

千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市城内町二丁目一六六番地、最後の住所東京都武蔵村山市緑が丘一四六〇番地一一二一－八一三

被相続人　亡　山中　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十六日

東京都府中市宮西町二－一三－三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

第10期決算公告

平成29年5月16日　横浜市港北区新横浜二丁目15番10号 ＹＳ新横浜ビル９階

マグナ・シュタイヤー・ジャパン株式会社

代表取締役　ルパート・ブッフシュタイナー

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,197,653	流動負債	745,390
固定資産	14,367	固定負債	0
投資その他の資産	19,856	**負債合計**	**745,390**
		株主資本	1,486,486
		資本金	165,000
		資本剰余金	165,000
		利益剰余金	1,156,486
		その他利益剰余金	1,156,486
		（当期純利益）	（229,025）
		純資産合計	**1,486,486**
資産合計	**2,231,876**	**負債・純資産合計**	**2,231,876**